

平成 28 年度第 2 回 兵庫県河川審議会

平成 29 年 3 月 22 日（水）

ラッセホール 5 階 サンフラワー

（午前 9 時 59 分 開会）

○樋口総合治水課副課長 それでは、皆様、よろしいでしょうか。定刻より少し早いですけれども、ただいまから平成 28 年度第 2 回兵庫県河川審議会を開催いたします。

本日、司会進行をさせていただきます事務局の総合治水課副課長樋口でございます。よろしく申し上げます。

事務局は皆さんよりも入口に近い側におりますので、よろしく申し上げます。

まず、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

最初に、机に置いております黒いクリップどめのものが一つ。

それから、大きなクリップでとめております「河川整備基本方針の策定について」、知事からの諮問書が一つ。

その次に、紺色のカラーコピーをホッチキスどめしたものが一つ。

それから、紙ファイルで、柿色のファイルが一つ。

それから、ピンク色のファイルが一つという構成になっております。

それでは、資料をもう少し詳しく確認させていただきます。

黒いクリップどめをしたものがございます。

上からいきますと、その資料一覧の次に、河川審議会次第、その裏に、配席図。

それから、委員名簿がございます。

その後ろに、審議会の条例関係。

それから、公開要綱というものがございます。

その後ろに、参考資料 1 というものをまたクリップどめをしております。

もう一度資料一覧に戻っていただいて、次に、郡家川水系河川整備基本方針(案) 諮問というものがございます。こちらは、柿色の紙ファイルの方に、資料番号が 1-1 から 1-5 というものが郡家川。

その後ろに、2-1 から 2-5 というのが靦川ということになっております。

それで、ピンクの方には、山田川、岩戸川の諮問、基本方針(案)が入ってるというところがございます。

それと、その他参考資料としまして、先ほどの参考資料 1 県内二級河川の概要というものがございます。

それと、一番後ろに、参考資料 2 ということで、今回の現地調査の委員の名簿、それから、裏に行程が入ったものが 1 枚ございます。

以上で資料の確認でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日の審議会の成立の関係でございます。本審議会の委員につきましては、全員で 16 名になっております。本日は、代理出席の方を含めまして 11 名の委員の方にご出席いただいております。

兵庫県河川審議会条例第 7 条第 2 項の規定、これは委員の過半数の出席でございますが、これにより、本会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第により、会議を進めさせていただきます。

はじめに、県土整備部土木局長の濱から、ご挨拶を申し上げます。

○濱 土木局長 失礼いたします。おはようございます。土木局長の濱でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、第 2 回兵庫県河川審議会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。非常に公私とも忙しい年度末でございます。ありがとうございます。

前回の審議会でも、私、申し上げたと思うんですが、最近の気候というのが非

常に異常な状況になっておりまして、今年度は7号、9号、11号が北海道に上陸して、10号が東北に上陸するという、今までにない進路を通過して甚大な被害をもたらしました。

兵庫県では、幸いなことに今年度大きな被害は起こっておりません。ただ、特徴的なことで申し上げますと、昨年まではあまり雪が降らなかったんですが、年が明けますと、どかっと雪が降りまして、その雪が急に溶けまして、道路法面が崩壊するという、今までにないようなメカニズムと申しますか原因で、災害が起きております。今までにない心構えをしないと災害を防げないのかなという気持ちでおります。

兵庫県では、何度もご案内しておりますけれども、平成24年度に総合治水条例をつくりまして、11の地域で総合治水推進計画をつくって、河川対策、流域対策、減災対策に取り組んでおります。これはもう何回もこの場でもご案内申し上げましたので細かく申しませんが、トピックス的なところを申し上げますと、今まさに県議会、この金曜日に議決をいただく来年度予算に、神戸市が管理しております利水ダムでございますけれども、千苺ダムを治水活用するという事で1億円の調査費を計上させていただいております。洪水期の7月から9月にかけて1m水位を下げまして、100万 m^3 の水を貯水するという計画でございます。あくまで議案上は調査費になっておりますが、ほぼ神戸市とは了解がとれておりまして、あとは、水位が戻らなかったときにどうするのか、どんな補償をするのか、そういう細かな調査をしたうえで、30年度からダムの改造工事に着手できればなというふうに思っています。

ただ、いかんせん神戸市管理の千苺ダムは大正8年建造で、当然のことながら河川構造令にも適合しておりませんので、河川整備計画の外で100万 m^3 の水を貯留するという取り組みでございます。今後いろんな選択肢を残しておりますので、できれば、これは武庫川水系にございますので、武庫川水系の河川整備計画

の中でいずれは位置づけたいなというふうに考えてございます。

本日、諮問させていただきますのは、郡家川、靉川、山田川、岩戸川の4水系の河川整備基本方針についてでございます。

この地域の特徴的な取り組みをご紹介させていただきますと、すべて淡路島内でございます。淡路島内というのはため池が非常に多いのはご承知のとおりだと思いますけども、これを流域対策に活用したいというふうに考えておりました、今年度ですが、山田池等13のため池を総合治水条例27条に基づきまして指定貯水施設に指定させていただきました。これは条例制定後初でございます。管理者にいろいろと制限やご足労をおかけしますので、なかなかご理解がいただけないんですが、農業関係者等のご理解をいただきまして、13ため池を指定させていただきました。これらも含めまして、去年の9月の16号台風では、洲本の観測所で1時間に95mmの観測史上2番目の雨が降ったわけですが、165のため池の水を事前に落としていただきまして、220万m³の水を貯留いたしました。あくまで推計でございますけども、洲本川の水位を11cm低下させる効果があったというふうに考えております。お金をかけずに非常に効果が出るということで、兵庫県といたしましては、淡路島内はもとより、全県的にこの取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

本日、諮問させていただきます郡家川、靉川、山田川は播磨灘に注ぎます。岩戸川につきましては大阪湾。いずれも流域面積が30km²に満たない小河川でございますけども、26年の19号台風で被害を受けております。このため、河川整備基本方針の策定が必要になりましたので、本日、諮問させていただきました。

本日は忌憚のないご意見を賜りますことをお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○樋口総合治水課副課長 ありがとうございました。

次に、本日まで出席いただいております皆様方をご紹介します。

お手元の名簿をご覧いただきたいと思います。

まず、法政大学 教授 道奥康治委員。

○道奥会長 おはようございます。

○樋口総合治水課副課長 甲南大学 教授 出口晶子委員。

○出口委員 出口です。よろしくお願いいたします。

○樋口総合治水課副課長 兵庫県立大学 客員教授 浅見佳世委員。

○浅見委員 浅見です。よろしくお願いいたします。

○樋口総合治水課副課長 兵庫県町村会理事で、神河町長の山名宗悟委員。

○山名委員 山名です。よろしくお願いいたします。

○樋口総合治水課副課長 兵庫県土地改良事業団体連合会 常務理事 梶村弘高委員。

○梶村委員 梶村と申します。どうぞよろしく。

○樋口総合治水課副課長 兵庫県内水面漁業協同組合連合会 理事 吉田忠弘委員。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○樋口総合治水課副課長 関西電力株式会社 総務室用地部長 西浦光一郎委員の代理で川久保様。

○西浦委員代理人（川久保） 川久保です。よろしくお願いいたします。

○樋口総合治水課副課長 阪神水道企業団 企業長 谷本光司委員。

○谷本委員 谷本です。よろしくお願いいたします。

○樋口総合治水課副課長 近畿経済産業局 産業部長 花内美佐子委員の代理で阪谷様。

○花内委員代理人（阪谷） 阪谷です。よろしくお願いいたします。

○樋口総合治水課副課長 近畿農政局 農村振興部長 上月良吾委員の代理で

吉田様。

- 上月委員代理人（吉田） 吉田です。よろしくお願ひいたします。
- 樋口総合治水課副課長 近畿地方整備局 河川部長 井上智夫委員の代理で
河南様。
- 井上委員代理人（河南） 河南でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 樋口総合治水課副課長 続きまして、県側の出席者の紹介をさせていただきます。

今の委員名簿の裏側に県側の名簿が載っております。

先ほどご挨拶申し上げました土木局長の濱でございます。

- 濱 土木局長 よろしくお願ひします。
- 樋口総合治水課副課長 総合治水課長の石田でございます。
- 石田総合治水課長 石田です。よろしくお願ひします。
- 樋口総合治水課副課長 河川整備課長の合田でございます。
- 合田河川整備課長 合田でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 樋口総合治水課副課長 武庫川総合治水室長の鵜崎でございます。
- 鵜崎武庫川総合治水室長 鵜崎です。よろしくお願ひします。
- 樋口総合治水課副課長 洲本土木事務所副所長の大山でございます。
- 大山洲本土木事務所副所長 大山です。よろしくお願ひいたします。
- 樋口総合治水課副課長 それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により、
会長が行うこととなっております。

道奥会長、議事の方、よろしくお願ひいたします。

- 道奥会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

早速ですが、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思
いますが、まずその前に、何点かお諮りしたい事項等がございます。

まず、後日、作成いたします本日の議事録の署名人を定めさせていただきたいと思えます。

お手元の運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することとなっております。今回は浅見委員に議事録署名人をお願いしたいと思えますが、浅見委員、よろしゅうございますでしょうか。

○浅見委員 はい。

○道奥会長 よろしくお願ひします。

次に、審議会の公開についてでございますけども、兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定で、本審議会は原則公開となっております。本日の議案について、同項ただし書きに該当し、非公開とすべき議案があるかどうかについて、事務局のお考えをお聞きしたいと思えます。

○樋口総合治水課副課長 本日の議案は、河川整備基本方針についての諮問でございます。また、審議の内容に特に非公開とする項目もございませんので、本日の審議会はすべて公開しても差し支えないものと考えております。

○道奥会長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願ひいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

○道奥会長 では、特にないようでございますので、本日の審議会は、すべて公開とさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○道奥会長 ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようでございますので、本日の審議会はすべて公開することに決定いたします。

次に、傍聴のお申し出についてでございますが、審議会公開要綱第5条の規定

によりまして、今のところ1名の方から傍聴のお申し出があると聞いております。

傍聴を認めることとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○道奥会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ご異議ないようでございますので、傍聴の方の入場を許可いたします。

傍聴席は、あらかじめ傍聴席と表示をしている場所に指定しております。

(傍聴者 入場)

○道奥会長 傍聴される方へお願いいたします。

お配りしております注意事項をお守りいただき、議事が円滑に進行できるようにご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、県内二級河川の概要に関する参考資料につきまして、事務局より、ご説明をお願いしたいと思います。

○伊藤総合治水課計画班班長 総合治水課、伊藤です。よろしくお願いいたします。

座ってご説明させていただきます。

「県内二級河川の概要」について説明させていただきます。

「参考資料1」をご覧ください。

1ページ目でございます。

本審議会でご審議いただく河川整備基本方針の法定位置づけなどについて、今回、就任後初めて出席いただいた委員もおられることから、改めてご説明させていただきます。

河川整備基本方針は、平成9年の河川法改正に伴い定められた法定計画でございます。「治水」「利水」「環境」の視点から総合的に将来めざすべき河川整備の方針と計画高水流量等の河川整備の基本となるべき事項を定めるものでございます。

なお、河川整備基本方針に即して定めるいわば下位計画的なものとして河川整備計画があり、今後、20年～30年の具体的な整備内容等については、この整備計画で定めることとなります。

河川整備基本方針、河川整備計画の各々の策定の流れは下の図のとおりでございまして、本審議会は、図の赤枠、河川整備基本方針の案に対して諮問と答申の計2回ご審議いただく場として設置させていただいております。

2ページ目をご覧ください。

県内の河川整備基本方針の審議状況をあらわしております。

県内には、一級河川が5水系、二級河川は92水系ございます。

円山川や加古川など一級河川の河川整備基本方針につきましては、国が策定することとなっており、すべて策定済でございます。薄く塗っているところがその一級の区域でございます。

兵庫県河川審議会でご審議いただく県内二級水系の河川整備基本方針について、平成9年の河川法改正に伴い河川整備基本方針を策定し始めた時点で、事業実施中、事業着手予定であった水系と、社会基盤整備プログラム等の計画に位置づけられ今後整備を予定している水系について、優先的に策定をいたしました。その結果、これまでに39水系についてご審議をいただいている状況でございます。

この地図では、既にご審議いただいた39水系を黒色で示しており、本日諮問させていただく淡路地域の40番郡家川水系、41番硯川水系、42番山田川水系、43番岩戸川水系につきましては、黄色で着色しております。

なお、まだ審議いただいていない53水系についての今後の審議順序等については、後ほどご説明いたします。

3ページ目をご覧ください。

基本方針策定済37水系と本日ご説明する郡家川など4水系について、流域面積や治水の計画規模などをまとめたものでございます。

なお、表の中段少し上の鯉川、宇治川については、昨年9月の河川審議会で答申をいただいております。今、国への同意申請手続きを進めているところで、間もなく策定となる、そういう状況でございます。

4ページ目をご覧ください。

この図は、既に審議いただいた39水系と本日ご審議いただく郡家川、硯川、山田川、岩戸川について、基本高水ピーク流量の比流量図を示したものです。

比流量とは、右下欄外にも式を示しておりますとおり、基準点の基本高水のピーク流量を基準点の集水面積で割ったものでございます。縦軸には基本高水比流量、横軸には集水面積を示しており、通常、集水面積が大きくなるほど比流量が小さくなるという右肩下がりの幅を持った領域にプロットされます。

この比流量図は、河川整備基本方針で定める基本高水流量が妥当な値であるかということ判断する目安として用いております。

今回審議いただく河川を赤字で、淡路地域の河川を青字で示しております。概ね右肩下がりの帯の中にプロットされており、妥当と考えてございます。

5ページをご覧ください。

これは、県内河川の水質の状況図です。

県内の主な河川においては、環境基準といたしまして満足すべき水質の基準が定められております。環境基準が定められておる河川について、河川の区間ごとに、右上の凡例のとおり、AA類型からE類型までの6段階の色分けをしています。また、図には水質調査地点ごとにBOD75%値の観測結果を四角囲みで、右上の凡例に示すような色分けで表示してございます。

ご覧いただきますとおり、近年は、下水道の普及に伴い県内ほとんどの地点で環境基準をほぼ満足できる状態となっており、水質の改善がなされてきていることが分かります。

次に、6ページをお願いいたします。

先ほど少し触れました河川整備基本方針が未策定の55水系について、今後の策定計画についてご説明します。

「1 現状」は、ただいま申し上げたとおり、事業中または近々に事業予定のある37水系は基本的にはすべて策定したところですが、残る55水系についても、2に記載のとおり、河川法上「定めておかなければならない」とされているほか、近年または将来の災害等により今後事業化する事由が生じたときに、迅速かつ計画的に所定の工事に着手できるための備えや、維持管理・環境について県民に目を向けてもらうといったことから、引き続き策定していく必要がございます。

しかし、策定には、一定の検討、調査期間、諸手続き、それに要する人員・予算の都合もあることから、それらを踏まえ、効率的・計画的に策定を進める必要がございます。

そこで、3に記載のとおり、浸水被害の有無等を条件に比較的策定の優先度が高い水系を抽出し、特性の似た近隣の水系も含め、それらをまとめて調査・検討してまいりたいと考えております。

例えば、今回審議いただく淡路地域ですが、郡家川をはじめとして、近隣の岩戸川、山田川、覗川をまとめ、一つのグループとして治水の検討や環境調査を実施して、一括して基本方針を策定するイメージでございます。

7ページ目をご覧ください。

赤枠で囲んだ水系が一つの検討グループです。右の方に先ほど言いました郡家川等4水系がございます。これらのグループを地域間のバランス等を見ながら検討、河川審議会でのご審議、策定へと順次進めてまいります。

6ページに戻っていただきまして、一番下、4番、今後の「河川審議会での審議スケジュール」でございます。

昨年9月に、宇治川、鯉川の答申をいただきました。本日、淡路地域の郡家川

等 4 水系の諮問をさせていただきます。来年度には、この郡家川等 4 水系の答申、それから、神戸市域の生田川等 5 水系の諮問と答申、同じく神戸市域の住吉川等の 5 水系の諮問について予定してございます。

河川整備基本方針の策定状況と今後の策定の予定についてのご説明は以上でございます。

○道奥会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、発言お願いいたします。

よろしいでしょうか。

毎回、審議会では、こういった諮問いただく河川の立ち位置というか、それを確認する、それから現在の進捗状況を確認する意味でも、こういったご説明をいただいております。

特にございませんようでしたら、次の議題に入らせていただきます。

それでは、議題でございますけども、本日の審議事項は、次第に記載のとおり、4 件ございます。1 件目は、「郡家川水系河川整備基本方針」、2 件目は、「硯川水系河川整備基本方針」、3 件目は、「山田川水系河川整備基本方針」、4 件目は、「岩戸川水系河川整備基本方針」についてです。この 4 件は、今回、知事から新たに諮問を受けるものです。

なお、あらかじめ事務局から、4 水系は隣接しており、共通事項も多いと伺っております。したがって、事務局から、あわせて内容の説明を受け審議したいと思いますが、委員の皆様方、そういった進め方でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○道奥会長 ありがとうございます。

それでは、郡家川水系河川整備基本方針、硯川水系河川整備基本方針、山田川

水系河川整備基本方針、岩戸川水系河川整備基本方針の内容につきまして、あわせて事務局からご説明お願いいたします。

○西村総合治水課計画班職員 4水系について説明させていただきます、総合治水課計画班の西村といたします。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料の構成ですが、ファイルが2冊あり、オレンジ色のファイル、こちらに郡家川と靛川の資料を綴じております。また、ピンク色のファイルに、山田川、岩戸川の関係資料を綴じております。

また、それぞれ枝番号で1となっているもの、資料1-1、2-1、3-1、4-1がそれぞれの河川整備基本方針の本文案で、最終的に法定計画となるものです。それより後ろの枝番号で2以降が各本文案の根拠や考え方等を取りまとめた参考資料となっております。

本日は、本文案である資料1-1、2-1、3-1、4-1を中心に、前面スクリーンを使ってご説明します。

また、スクリーンと同じ資料をホッチキスどめで別にお配りしておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

それでは、まず、説明の流れです。

基本方針の本文構成に沿って順にご説明します。

最初に、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」として、流域及び河川の概要、以下、ご覧の流れで、環境や治水、利水について説明を進めてまいります。

最初に、「流域及び河川の概要」といたしまして、この内容は基本方針本文案の1～3ページ目に記載しております。詳細については枝番号2の資料にそれぞれまとめております。

まず、4水系の位置ですが、淡路市と洲本市の市境付近に位置しており、郡家

川、靦川、山田川が播磨灘に、岩戸川は大阪湾に面しております。

それぞれの流域面積と延長は右の表のとおりとなっております。郡家川の流域面積は約26km²、法定河川延長は約10.9kmと、4水系の中では最も規模が大きい河川となっております。反対に、最も規模が小さい河川が靦川で、その面積が約3km²、延長が約1kmとなっております。また、山田川、岩戸川については、以下、表に記載のとおりとなっております。

ここからは、4河川について河川ごとにご説明します。

まず、郡家川についてですが、左側の図で、緑色枠囲みが郡家川の流域界、青い線が河川をあらわしており、諸元については下表のとおりです。

また、流域内の人口と土地利用ですが、右下の表に記載しておりますように、流域内人口が約5,300人、土地利用については、水田や畑などが流域の約半分を占めており、山地が約4割、市街地が1割程度となっております。

郡家川の状況について、もう少し詳しく説明させていただきます。

まず、下流域ですが、特徴を3つスライド下側に記載しております。

河口部については、特殊堤が施されており、特に右岸側には、郡家港をはじめ、民家が密集している郡家地区が近接している状況となっております。また、下流域については、いわゆる感潮区間となっております。干潮時には小規模な干潟が点々と見られる状況となっております。

次に、郡家川の中流域ですが、こちらは掘込区間が多く、背後地は一部集落があるほかは、大部分が農地となっております。また、山付き部に砂防堰堤があり、ここが上流と下流の河川状況が変化する地点となっております。

最後に、郡家川の上流域です。中流域同様に、掘込区間が多く、背後地は主に農地という状況です。

次に、靦川についてご説明します。

左側の図で、緑色枠囲みが靦川流域です。

延長が約 1 km、面積が約 3 km²の小河川です。

また、流域内人口が約 4 6 0 人、土地利用については、流域の約 6 割が水田や畑、約 4 割が山地、宅地等が 1 割弱となっております。

覗川の県管理区間は下流域の 1 km 程度であり、その特徴は 2 つです。河口から 0.3 km 程度までが感潮区間、また、一部山付きとなっているほかは、主に掘込区間であり、背後地は主に農地となっております。

次に、山田川についてですが、延長が約 3.6 km、流域面積が約 7 km²の小河川となっております。

流域内人口が約 1,000 人、土地利用については、流域の約半部分が水田や畑、約 4 割が山地、宅地等市街地が 1 割弱となっております。

山田川の下流域については、一部岩盤が露出しており、感潮域を分ける自然落差となっております。また、掘込区間が多く、背後地に一部集落があるほかは、主に農地となっております。

山田川の中上流部についても、掘込区間が多く、背後地は主に農地であり、一部山付きの区間が見られるといった状況です。

最後に、岩戸川についてご説明します。

延長が約 5 km で、流域面積が約 1.7 km²、流域内人口が約 3,100 人。土地利用については、流域の約半部分が水田や畑、約 4 割が山地、宅地等が約 1 割となっております。

下流域については、河口には、潮流の影響により砂浜が移動し、砂州があります。また、河口より 0.8 km 付近に位置する取水堰までが感潮域となっており、これより上流では掘込区間が多く、一部集落が近接している状況となっております。

中流域については、下流に近い区間は掘込区間であり、集落が近接している状況ですが、上流に近い区間は山付け区間となっております。

最後に、上流域についてですが、下流側は山付け区間、最上流では掘込区間で

あり、背後地は主に農地となっております。

河川の現状は以上となりまして、4河川とも主に耕作地内を流れる中小河川であります。

ここからは、自然環境、歴史・文化、河川利用、治水事業の経緯の順に、それぞれの河川について説明します。

本文では2ページ、3ページあたりに記載しております。

まず、自然環境について、郡家川から順にご説明いたします。

郡家川において、今回の調査で確認された主な動植物は左に記載のとおりで、特に環境省や兵庫県レッドデータブック掲載種については赤字、外来種については青字で記載しております。

植物として、重要種のイソヤマテンツキなど、海岸に生育する特徴的な種が確認されております。一方で、ナルトサワギク等、外来種も確認されており、現段階で繁茂している状況ではありませんが、分布拡大や種子の飛散に注意し、予防が必要であると考えております。

また、注目すべき主な生息地として右側に写真を載せておりますが、郡家川では、中流域の山付き区間などに湛水域が見られ、カワセミ等、多くの種が利用していることから、このような場所での整備においては、極力、自然河岸を残すなど後背地との連続性に配慮が必要であると考えております。

次に、覗川についてですが、重要種として、ヒメミソハギなど、水田や湿地に生育する植物が多く確認されているほか、アイアシといった感潮域で特有の植物も民地を含む水辺の植生帯で確認されており、これは、近年、自生地が減少し量が減ってきていることから、護岸工事などで影響を与える場合には、保全または移植などについて検討が必要と考えております。

また、このような環境に生育するベンケイガニなども確認されており、陸域と水域の連続性の維持についても検討が必要と考えております。

右に、硯川に多く見られた平瀬を載せておりますが、底生動物の生息場、また鳥類の採餌場となっており、こういった環境の保全についても配慮が必要と考えております。

続いて、山田川については、重要種として、写真のようなアカテガニやノビタキなどが確認されております。

右の写真は感潮域で、右岸側は露出した岩盤となっており、山からの土砂供給により水際に土砂がたまっている区間が見られます。

また、当区間は、計画に対して現況流下能力が少し足りないレベルであるため、河床掘削や護岸整備を行う際には、一様に掘削や護岸整備をするのではなく、自然河岸を残せるところは残すなど、水際環境の保全または再生を促すような整備を進める必要があると考えております。

自然環境としては最後になりますが、岩戸川についてです。

重要種として、写真のようなヒラテテナガエビやマメタニシ、イソシギなどが確認されております。

また、右のような河原についても、植生の発達は見られませんが、こういった環境を採餌場として利用する鳥類の活動の場となっていることから、例えば河床掘削時にはみお筋の再生や段階的に実施するなど、配慮が必要であると考えております。

次に、流域内の歴史・文化についてご説明します。

郡家川流域では、全国で最も古い神社として知られる伊弉諾神宮があります。淡路国一宮であり、年間を通してお祭りがとり行われております。

また、硯川流域については、県や市の指定文化財はありませんが、江井の平見神社では、毎年10月に、だんじりやおみこしが参加する秋祭りなどが行われております。

また、山田川では、滝が二つに分かれて、また一つの流れに戻ることから「夫

婦滝」と呼ばれる滝が中流付近にあります。不動明王を祭るお堂もここにあり、地元では「草香の不動滝」とも呼ばれております。

岩戸川流域については、淡路市の無形文化財に指定されている「下司大名行列」などがあります。これは参勤交代をまねたもので、現在では数年に一度しか演じられておりませんが、昨年4月には12年ぶりに地元開催され、多くの観客が詰めかけました。

次に、河川利用についてご説明します。

郡家川、山田川、岩戸川では、下表のように慣行水利権があり、農業用水として利用があります。硯川については、慣行水利権等はなく、利用の実態も見られない状況となっております。

流域及び河川の概要としては最後になりますが、治水事業の経緯ということで、過去の主な災害と治水事業についてご説明します。

まず、郡家川についてですが、昭和40年9月の台風第23号による大きな水害や被害最大となった平成16年災害、近年では平成26年8月、台風第11号、第12号により、右の浸水実績図のように中上流部での浸水被害が発生している状況です。

また、一番下に主な治水事業について載せております。

郡家川では、昭和51年から災害復旧助成事業など、洪水被害を契機とした改良事業等を実施しております。

続いて、硯川、山田川についてですが、それぞれ被害最大となったのは、平成16年の台風第23号、昭和54年9月の台風による災害となっております。なお、硯川、山田川においては、主だった改良事業等はなく、災害復旧事業等により河川改修を行ってきたという状況です。

最後に、岩戸川流域についてご説明します。被害最大となったのは、昭和49年7月の台風第8号で、近年でも平成26年10月の台風第19号により、右の

浸水実績図のように浸水被害が発生しております。主な治水事業としては、岩戸川では、昭和51年、また54年から災害関連事業により改良事業を実施しております。

流域及び河川の概要については、以上となります。

続きまして、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」についてご説明します。

お手元の資料、それぞれの基本方針本文案では、4ページ、5ページ目あたりに記載している内容です。

まず、川づくりの基本的な方針については、一番上の「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」、これは治水と利水、生態系などを柱とした川づくりの考え方ですが、これに基づきまして、河川の現状、水害の発生状況、河川利用、また河川環境など、先ほどご説明した内容を考慮するとともに、平成24年度に施行した総合治水条例、それから淡路市・洲本市のまちづくりに関する計画などを踏まえまして、河川の総合的な保全と利用を図ってまいります。

それから、災害の発生の防止または軽減という観点では、まず、洪水などから住民や資産などを守ることを目標といたしまして、河道の改修や護岸等の河川管理施設の整備や機能の維持に努めること、さらに、対象とする計画規模を超える洪水などに対しては、避難訓練やハザードマップの周知・活用など減災対策、それから、ため池を治水に活用するといった流域対策を住民や関係機関と連携して推進し、被害の軽減を図ることとしております。

次に、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持の観点につきましては、平常時には、河川の流況を把握し、必要な流量の確保に努めてまいります。また、新たな水需要が発生した場合には、水資源の合理的かつ有効な利用促進を図り、また、緊急時については、特に関係機関と連携をしまして、適切な河川水の利用が図られるよう配慮することを記載しております。

続きまして、河川環境の整備と保全についてです。

平成14年5月に策定した「ひょうごの森・川・海再生プラン」では、健全な水循環や人と自然の豊かなふれあいの回復を目的としており、その趣旨を踏まえまして、関係機関や住民と連携し、生態系の保全と再生を図り、河川改修を行う際には、河川の横断・縦断的な連続性に配慮し、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境の保全と創出に努めてまいります。

また、景観に配慮した河川空間の形成については、川沿いに道路や人家があり住民の目に触れることが多い区間では、周辺環境との調和に努めること、そして、水質保全については、今後もさらなる改善が図られるよう、流域全体で水質保全に努めることなどを記載しております。

続きまして、河川の維持管理についてです。

こちらについては、今ご説明してきました治水・利水・環境の観点から、各々記載の事項について適正に維持管理することとしております。

最後は、「河川整備の基本となるべき事項」、治水、利水についてです。

それぞれの基本方針本文案では、6ページ、7ページ目あたりに記載している内容です。

まず、治水についてですが、具体的に治水計画を立てる上で、まずは、その基準とする地点を設定いたします。

基準点を設定するときの観点は、写真下にあるとおり、一般的には、近くに集落や市街地などの洪水から防御する対象があるかどうかということに加えて、水位観測の有無や、支川から流入してくる水の量を適切に評価できるか、また潮位の影響を受けないか、つまり感潮域ではないかなどを総合的に勘案することとしておりまして、それらの結果、郡家川については、水位観測が実施され、市街地の上流部に位置する水名川橋地点を計画基準点とします。

次に、高水流量、すなわち治水計画で、対象とする洪水の量ですが、その算出

の過程と各々の結果を示しております。

まず、計画規模については「兵庫県内河川の決定基準」を定めておりまして、これに基づいて、郡家川流域内の想定氾濫区域内人口や資産による評価の検討を行い、年超過確率 1 / 5 0 の計画規模としております。

次に、流出解析については、雨の量を河川の流量に変換するために、今回はその一般的な手法である合理式を用いております。

その流出計算の結果、基準点における洪水の最大流量、すなわち基本高水ピーク流量は郡家川では毎秒 3 1 0 m³としました。

さらに、この基本高水流量からダムなどの洪水調節施設で調節する量を差し引き河道で分担する流量、これを計画高水流量といたしますが、郡家川ではすべてを河道に配分するものとしておりますので、計画高水流量も毎秒 3 1 0 m³となります。

次は、今、説明しました計画高水流量を流すために必要となる、基準点、水名川橋地点での水位や川幅、横断形についてです。

まず、計画高水位としては 5 . 5 5 m、川幅は 2 7 m として、その横断形はご覧のようになります。

なお、横断図の黒線は現況、赤線は計画の線で、赤い斜線の部分は、計画高水流量を安全に流すために広げる必要のある部分を概略的に示したものとなります。

続いて、参考までに、郡家川の現況流下能力と、ただいま説明しました計画高水流量との比較をあらわした図をご説明いたします。

まず、図の見方ですが、向かって右側が上流、左側が下流、川の水が画面の右から左に流れる向きです。また、上下方向については、上が右岸側、下が左岸側で、右岸側については、中央から上にいくほど流量や流下能力が大きく、反対に左岸側については、中央から下にいくほど流量や流下能力が大きいことを示しています。

また、薄い青と濃い青線が区間ごとの現況流下能力です。薄い青が堤防の余裕高さを見込んだもの、それに加え、濃い青線は堤防すれすれで流すことができる流量です。

これに対し、赤の線が計画高水流量で、この赤い線より内側、赤で薄く着色した部分が流下能力が不足している区間をあらわしております。この図から分かるように、全川的に流下能力が不足しており、特に中上流域の5.5～9 km付近において最も流下能力が不足している状況にあります。

続いて、覗川についてご説明いたします。

計画基準点ですが、覗川には水位計がなく、家屋等も点在していることから、潮位の影響を受けない地点として、大平橋を計画基準点とします。

次に、高水流量についてですが、計画規模は、兵庫県の基準に基づきまして1/30に設定し、合理式により流出計算を行った結果、大平橋地点において毎秒55 m³としました。そして、そのすべてを河道に配分するものとし、計画高水流量も毎秒55 m³となります。

覗川の基準点、大平橋地点での計画高水位は5.55 m、川幅は10 mとなり、その計画横断形はご覧のようになります。

また、こちらが覗川の流下能力と計画高水流量との比較をあらわした図です。

郡家川同様に、薄い赤色で着色した区間が流下能力が不足している区間であり、全川的に、ところどころではありますが、流下能力が不足している区間がある状況です。

続いて、山田川についてご説明いたします。

計画基準点ですが、山田川では、洪水防御対象となる集落の上流部に位置し、水位観測が実施されている草香地点を計画基準点といたします。

次に、高水流量についてですが、先ほどの覗川と同様ですが、基準に基づきまして計画規模1/30に設定しております。また、合理式により流出計算を行っ

た結果、草香地点において毎秒120 m³とし、これをすべて河道に配分することとしておりますので、計画高水流量も毎秒120 m³となります。

山田川の基準点、草香地点での計画高水位は8.94 m、川幅は17 mとなり、その計画横断形はご覧のようになります。

こちらが山田川の流下能力と計画高水流量との比較をあらわした図です。

全川的に流下能力が不足しており、特に基準点の前後や上流区間の流下能力が不足している状況となっております。

治水としては最後、岩戸川についてご説明いたします。

計画基準点ですが、岩戸川についても、洪水防御対象の上流部で、水位観測が実施されている中田地点を計画基準点といたします。

次に、高水流量、こちらにも想定氾濫区域内の人口や資産を考慮し、計画規模を1/50に設定しております。また、合理式により流出計算を行った結果、中田地点において毎秒190 m³とし、すべてを河道に配分しますので、計画高水流量も同様です。

岩戸川の基準点、中田地点での計画高水位は10.64 m、川幅は25 mとなり、その横断形はご覧のようになります。

こちらが岩戸川の流下能力と計画高水流量との比較をあらわした図です。

本河川も全川的に流下能力が不足している状況にあります。

ここまで4水系の治水計画についてご説明しましたが、4河川とも同様、流下能力が不足している状況ではありますが、区間によってはその背後地は農地や山で、近くに人家がないような区間もございます。したがって、河川改修の要否、優先順位は、今後、各々の基本方針に沿って、これとは別に策定する河川整備計画の中で十分検討の上、整理をしていきたいと考えております。

最後に、正常流量、流水の正常な機能の維持に必要な流量についての検討です。

本文書の最終ページにそれぞれ記載している内容です。

今回の4水系については、流量設定の根拠となるデータが十分ではないため、1番目、2番目に記載しておりますように、低水流量、渇水時の流況等に関するデータや農業用水の取水実態をさらに詳細に把握する必要があること、また、水質に関する諸調査を行う必要があることから、このたびの基本方針では正常流量を設定しませんが、今後、データの蓄積に努め、さらなる調査、例えば水質や景観、また魚類の生息・繁殖などの観点から検討を進め、必要な流量を決定することとします。

以上で、郡家川ほか4水系の基本方針本文案についての説明は終わりとなります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○道奥会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、以上につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。

なお、この会議では速記を入れております。ご発言の際には、まずお名前を言っていただきまして、その上でご発言いただきますようお願いいたします。

最後にご説明いただきました正常流量に関する事項でございますけども。

「引き続きデータの蓄積に努め」云々という記載がございましたけども、特に覗川につきましては、水位計が現状ではない状況ですね。そういうことでは、水位計の設置も含めて検討するという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○西村総合治水課計画班職員 はい、そのとおりです。

○道奥会長 ありがとうございます。

最初の郡家川のご説明で、河口に干潟があらわれているというようなご説明ございましたが、その中で、特に留意すべき環境因子みたいな生物とかそういったものはございませんでしょうか。

○西村総合治水課計画班職員 郡家川の河口につきましては導流堤が設置され

ておりますので、河口砂州というのは見られないんですけども、その他3河川、靦川、山田川、岩戸川につきましては河口の砂州というものが見られまして、岩戸川については大きく砂州が形成されているような状況となっております。

前のスクリーンに映し出しますので、少々お待ち下さい。

これが岩戸川河口の写真となっております。

本日も現地調査で見ていただく場所になっておりますが、この砂州は、左右にあります砂浜が潮流の影響により移動することで形成されております。ここの砂州付近には、感潮域特有のアイアシといった、今、全国的にも数が減ってきている貴重な種類の植生が生育しておりまして、そういったものについては、ほかの場所に移植するとか、その量、生息する場所を減らさないということに、極力、配慮していく必要があると考えております。

ただ、河口砂州は治水上、支障になりますので、今後、抜本的な対策について整備計画の中で詳細に検討していきたいと考えております。

○道奥会長 河口砂州はそうだと思うんですけど、最初のご説明で、郡家川は干潮時に「干潟が点々と見られる」というご説明ありましたので、その干潟の中で、特に気をつけなければいけないような生物とかそういったものはないかということなんですけど。

○西村総合治水課計画班職員 すみません、勘違いしておりました。

河口の感潮域に見られる干潟につきましては、郡家川では、ミミズハゼ等、貴重種が生息しておりまして、そういった環境を、今回、河積を確保するにあたって河床掘削等、必要になるんですけども、感潮域で干潟を掘削するとなると、砂州が再生されるのかというのが問題になってきまして、それにつきましては、できるだけ現況最深河床高程度までの河床掘削、または上流側で同じような環境が再生できないかというのを検討いたしまして、整備をしていこうと考えております。

○道奥会長 ありがとうございます。

そのほかご意見等ございませんでしょうか。

○梶村委員 資料の24ページのところに、「慣行水利権」が書いてあります。

それで、その下に、それぞれの井堰等の写真もあるわけなんですけれども。先ほ
どのご説明で、ほとんどの河川が河床掘削するというような部分が多かったと思
うんですけれども、そうすると水位が低下し、郡家川のところなんか見ますと、
転倒ゲートがあって、それでポンプ施設があるみたいな感じなんですけれども、
その位置で代替の施設ができるのか、上流まで上がって水を取るのか、そういう
問題が出てくると思います。皆さんご存じのように、淡路の河川というのは、雨
が降って災害になりますと非常に土砂が流れてまいります。そうなりますと、仮
に上流に行くと堤外水路が土砂だらけになると。

それで、今、農業サイドの方どこもそうなんですけれども、非常に管理する人
が少なくなってきたております。その土砂をとる、はっきりいいますと、今、スコ
ップでとるような時代じゃないです。揖保川筋や千種川筋もありましたけれども、
ミニバックホウが入れるような構造、それはなかなか河川内ですから難しいんか
もしれませんが、その辺のご配慮をですね。

だから、もともとの今ある位置で取水を、代替取水ができるのであればいいと
思うんですけれど、上流、位置をかえるという話になりますと、なかなか農家の方
は、はっきりいいますと、人がいませんで、そういう問題を、利水というか、
慣行水利権の世界ではありますけれども、考慮して計画を立てていただければな
と思うんですけれども。

○道奥会長 ありがとうございます、非常に貴重なご意見をいただきまして。

一部、整備計画部分のところもあるかと思いますが、事務局から、ご説明お願
いいたします。

○伊藤総合治水課計画班班長 まだ、今言いましたように、整備計画の段階で、

実際にどういう内容で整備するかというのはそこで具体になります。今の段階では、そういう内容について、地元さんとお話までというところまでいってありませんが、基本的には機能復旧ということで、当然、取水できるような形に戻るのが基本となっております、やり方としては、今ご説明ありましたように、固定堰を上流にずらし、それから堤外水路といって川の中に水路をつくって、それで今の位置までまた持ってくるというようなやり方と、それから転倒堰と申しまして、ほぼそれだったら同じ位置にできると思いますけども、常日頃は壁状のものを河川の横断方向に立て、水をためて取水し、洪水時にはばたんと倒れる転倒堰というような方法と、それからポンプで取水する、大きくはその3つがあると思います。

今言いました堤外水路については、確かに取水のどこからずっと河川の中に比較的勾配の緩い水路に水を通すことになりますので、土砂がたまりやすいというのは、現状、先ほどお話のあった千種川などでもそういう問題はいろいろございました。ただ、今申しました、なかなかそれに対応するとなると、バックホウが入れるような水路の大きさを確保していかなければなりませんので、今度は、用地の協力をいただかなくてはならないというところもございまして、基本的には整備計画の中で、地元さんと協議させていただきながら最終的に決めていくものと思っておりますので、そういう協議をして、納得の上で整備できるように今後進めたいと思っております。

○道奥会長 よろしいでしょうか。

○梶村委員 はい。

○道奥会長 そのほかいかがでしょうか。

○出口委員 歴史・文化のところで幾つかご説明がありまして、この中で河川の整備と直接関わりそうだと思うのは、この山田川の「夫婦滝」かなと思われ
ます。現状の河川の流量の状況から見ますと、ちょうどこの夫婦滝付近は流下能

力不足箇所にはなっていないという中で、今後このあたりが整備されていったときに、滝が涸れるとか、何かそのような影響があると今の段階でお考えなのか、別にそういうことは関係ないということなのか、もし分かりましたら、ご教授いただければと思います。

○道奥会長 ご回答、お願いできますでしょうか。

○西村総合治水課計画班職員 山田川の「不動滝」について、資料でいいますと、23ページに書いております。

こちらについては山付き区間にありますので、こちらでは流下能力としては足りているという評価になっております。ただ、上流の方で現況流下能力が足りませんので、上流の方で整備をすることによって中流付近の水が減るのではないかということだと思っておりますけども、こちらにつきましては、上流の方で断面を大きくすることによって、現況の水量が減るといったことは特にないというふうに考えております。

その部分につきましても、いろいろな調査等しながら、今後、整備を進めていきたいと思っております。

○道奥会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○出口委員 はい。ありがとうございます。

○道奥会長 そのほかいかがでしょうか。

○浅見委員 自然環境の件で、干潟のあたり、感潮域について少し意見述べさせていただきます。

この4河川とも、干潟の部分がある、感潮域に干潟が出現する、あるいは干潟の生物が出ているということで、全国的にも、兵庫県下でも、干潟の生き物あるいは景観というのがどんどん減ってる中、これが一体どのように保全あるいは再生されていくのかというのが気になってました。

それで、調査結果資料の方を見させていただきますと、調査範囲が非常に限ら

れていること、それから流下能力を調べますと、かなり掘削等の計画になる様子でしたので、実は下見に先に行かせていただきました。どうも、お忙しい中、ありがとうございました。

現地を見ますと、例えば少ないながらも干潟が出てくることがはっきりと分かりましたし、そして、川によっては、例えば郡家川のように、左右岸が、しっかりとまちによって固定されていて掘削するしかない。そしたら、掘削したところで、上流に堰があったりして、干潟が再生されるのかどうかという問題を抱えている場所があること。それから、逆に、左右岸に余裕があって、もう一回、干潟は十分に再生できる河川があるなっていう、そういう川の個性の違いというのが見えてきました。

それで、その目線でもう一度この資料を見させていただきますと、例えば基本方針のところというのは、基本方針レベルだということもあるんですが、兵庫県の川づくりの基本理念といったものが本文に書かれているのに、川の個性といったところにまでなかなか踏み込まれていない。実は、郡家川のように、もう掘ってしまうと再生できるのかどうかという、流下能力との関係でかなり厳しいものもありますし、あるいは、覗川で、民地を使えば残るけれど、民地を河積外だとすると、かなり苦しいというところもありますし、そのあたりの難しいところについて、こういう問題があるよということを少しこの本文の方に書きとめておいて、それで整備計画の段階で考慮していただけるように、その辺が分かるような本文づくりにしていただければと思います。

それで、同じように自然環境の本文の2ページのあたりですね。自然環境の概況につきましても、生物の分類群ごとに書かれてます。すると、何がどうなのかという川のイメージがわからないんですが、これ例えば、感潮区間、下流域、中流域というふうに分けていくと、その感潮区間の部分というのが非常に際立ってきます。4河川とも、感潮区間があって生き物はいる、すばらしい生き物がいる、

そして、景観がある、干潟の景観があるということ、こういうのも後世に伝えて
いって、子どもに、干潟の景観というのはこんなだよ、そこは生態系の機能と
して浄化機能というのも非常に高いんだよというものを伝えていくためにも、こ
の部分というのをもう少し、どの区間にどういう特徴があるのか、ちゃんと特徴
のあるところを際立たせて書いていただければなと思います。

○道奥会長 ありがとうございます。

川ごとの環境、主に環境から見た個性、違い、それから上下流方向の特徴も、
資料の方には細かな情報があるんでしょうけども、本文の方でそれが分かるよう
に書き込んでいただきたいというそういうご意見だったと思いますが、いかがで
しょう。

○伊藤総合治水課計画班班長 ご意見ありがとうございます。

資料には、今回そこら辺、もっと具体的に書こうということで、ご指導いただき
ながら、進めさせていただいております。

例えば岩戸川で、ピンクのファイルの資料4-5の35ページをご覧いただい
たら、岩戸川の「環境区分ごとの生物の利用及び整備と保全のための配慮事項」
という内容の1枚もののペーパーになっておりまして、下の方に、「保全のための
配慮事項」ということで、これは、河口付近のところをどうやっていくかという
ことを記載してございます。先ほどご指摘ありましたように、実際に、ここでし
たら、左岸の方にはかなり環境の豊かな区域がございまして、それを確保するには、
用地の協力というところがネックポイントになってまいります。ですから、それ
は用地の協力ということが前提になりますので、配慮事項で書かせていただい
ているような内容で、用地の協力が必要となることから、可能な範囲で頑張ります
というような、そういう用地が問題になっていることをまず提起して、その中で
できることはやっていきたいという方針で、今回、書いております。

本文の方には、こういった内容まで書いていないですけども、今後そういう

ことについて、本文に反映できるようなものについては書いていきたいと考えております。

○道奥会長 いかがでしょうか、今の回答に対しまして。

○浅見委員 後ろの資料、大変よく書いていただいて、ありがとうございます。

気になっていた点とかもありましたが、こういう資料が付いているということ自体、すごく、兵庫県、先進的に取り組まれているということ、よく分かる資料だと思います。

それで、本文の方にも少し反映していただければ、ありがたいです。

○道奥会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

そしたら、さらにご意見、この場ではなさそうでございますけども、この後、現地調査も予定いただいております、ご参加いただける委員におかれましては、その際に、ご意見、ご質問いただいても結構だと思いますし、それから、きょう膨大な資料をいただきましたので、後日それをご覧いただきまして、事務局あてにお気づきのご意見なんかをメール等で送っていただくというようなことで対応させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○道奥会長 それでは、郡家川水系河川整備基本方針、硯川水系河川整備基本方針、山田川水系河川整備基本方針、岩戸川水系河川整備基本方針については、次回以降の審議会で答申したいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

○道奥会長 よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。活発にご審議をいただきまして、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、司会者の方に進行をお返ししますので、よろしく申し上げます。

ご協力、ありがとうございました。

○樋口総合治水課副課長 ありがとうございました。

道奥会長、議事の進行、どうもありがとうございました。

郡家川水系、硯川水系、山田川水系、そして岩戸川水系の河川整備基本方針については、ご意見、ご質問を踏まえ、次回の審議会で答申案についてご審議いただくこととさせていただきます。

また、日程等につきましては、改めてご連絡させていただきます。

お手元の資料については、そのまま机上に残していただければ、後日お送りさせていただきます。

また、午後は、本日ご審議いただいた4水系の現地調査を予定しております。昼食をお申し込みいただいている委員の方は、事務局がレストランへご案内いたします。12時30分にはこのラッセホールの玄関前からバスで出発する予定としておりますので、12時30分までにバスにご乗車いただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(午前11時14分 閉会)